

認知症高齢者グループホーム整備促進事業実施要綱

3 福保高施第 2 2 5 1 号

令和 4 年 3 月 1 4 日

1 目的

この事業は、認知症高齢者が家庭的な環境のなかで、専門知識と技術を持つ職員により日常生活における支援を受けながら生活することで、精神的に安定し、認知症の進行を緩やかにすることによって安定した生活ができる認知症高齢者グループホーム（以下「グループホーム」という。）の整備を図ることを目的とする。

2 実施主体

この事業の実施主体は、区市町村とする。

3 用語の定義

この要綱において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「補助事業者」とは、東京都補助金等交付規則（昭和 3 7 年東京都規則第 1 4 1 号）で定める「補助事業者等」で、この要綱の規定に基づき、事業を実施する区市町村又は間接補助事業者に補助を行う区市町村をいう。
- (2) 「間接補助事業者」とは、区市町村がこの事業の目的のために補助金を交付する次に掲げるものをいう。
 - ア グループホームの運営事業者
 - イ グループホームの建物を整備する土地所有者等
 - ウ グループホームの建物を整備する建物所有者
- (3) 「運営事業者」とは、区市町村又は次に定める法人とする。
 - ア 社会福祉法（昭和 2 6 年法律第 4 5 号）第 2 2 条に規定する社会福祉法人
 - イ 医療法（昭和 2 3 年法律第 2 0 5 号）第 3 9 条に規定する医療法人
 - ウ 特定非営利活動促進法（平成 1 0 年法律第 7 号）第 2 条に規定する特定非営利活動法人
 - エ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 1 8 年法律第 4 8 号）に規定する一般社団法人及び一般財団法人（公益社団法人及び公益財団法人を含む。）
 - オ 農業協同組合法（昭和 2 2 年法律第 1 3 2 号）に規定する農業協同組合及び農業協同組合連合会並びに消費生活協同組合法（昭和 2 3 年法律第 2 0 0 号）に規定する消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会
 - カ 会社法（平成 1 7 年法律第 8 6 号）第 2 条第 1 号に規定する会社
 - キ 中小企業等協同組合法（昭和 2 4 年法律第 1 8 1 号）第 3 条第 4 号に規定する企業組合

4 事業内容

この事業の内容は、区市町村又は区市町村が間接補助事業者に対して補助を行う以下のグループホーム（本体施設と一体的に運営するサテライト型のグループホームを含む。）整備事業とする。

(1) 事業者創設型

区市町村が新たに建物を新築若しくは既存建築物を買い取り、改修して行う整備事業、又は運営事業者（区市町村を除く。）が新たに建物を新築若しくは既存建築物を買い取り、改修して行う整備に区市町村が補助する事業

(2) 事業者改修型

区市町村が既存建築物を改修して行う整備事業、又は運営事業者（区市町村を除く。）が既存建築物を改修して行う整備に区市町村が補助する事業

(3) オーナー創設型

土地所有者等が運営事業者（区市町村を除く。）に建物を賃貸する目的で新たに建築物を新築又は既存建築物を買い取り、改修して行う整備に区市町村が補助する事業

(4) オーナー改修型

建物所有者が運営事業者（区市町村を除く。）に建物を賃貸する目的で既存建築物を改修して行う整備に区市町村が補助する事業

(5) 認知症対応型デイサービスセンター併設加算

上記(1)から(4)の整備主体がグループホーム整備と同時に行う、グループホームに併設する認知症対応型デイサービスセンターの整備に区市町村が補助する事業

(6) 小規模多機能型居宅介護拠点併設加算

上記(1)から(4)の整備主体がグループホーム整備と同時に行う、グループホームに併設する小規模多機能型居宅介護拠点の整備に区市町村が補助する事業

(7) 看護小規模多機能型居宅介護拠点併設加算

上記(1)から(4)の整備主体がグループホーム整備と同時に行う、グループホームに併設する看護小規模多機能型居宅介護拠点の整備に区市町村が補助する事業

(8) 区市町村支援事業

上記(1)から(7)以外で、区市町村が地域の実情に応じて独自に上記3(2)に定める運営事業者又は土地・建物所有者等に補助する事業

(9) 定員増を目的とする増改築整備事業

区市町村が定員を増加する目的で既存グループホームを増改築する整備事業、又は間接補助事業者が定員を増加する目的で既存グループホームを増改築する整備事業に区市町村が補助する事業

5 事業の運営

事業の運営については、区市町村又は間接補助事業者は次の要件を充足するものであること。

- (1) 事業内容が、老人福祉法（昭和38年法律第133号）及び介護保険法（平成9年法律第123号）等の法令に適合すること。
- (2) 事業について、認知症高齢者の処遇経験のある社会福祉法人又は医療法人等の連携及び支援が得られること。
- (3) 区市町村及び間接補助事業者は、グループホームを継続させて事業を行うこと。そのため、原則として区市町村又はグループホーム運営事業者が建物の所有権又は賃借権を有すること。
- (4) 認知症高齢者の処遇及びグループホーム事業について、理解と熱意を持って事業運営を行うこと。
- (5) グループホーム運営事業者が、介護保険法に定める地域密着型サービス事業者に指定され、又は指定される見込みがあること。

6 協 議

別途定める認知症高齢者グループホーム整備促進事業補助要綱に基づき補助金を受けようとする区市町村は、別に指定する期日までに事業計画について東京都知事に協議しなければならない。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。